

多度津町公式 LINE アカウント運用基準

令和 5 年 10 月 1 日

LINE や X 等のインターネット上のさまざまな民間ソーシャルメディアサービス(以下「ソーシャルメディア」という。)は、今や国民生活において重要な情報伝達収集手段となっています。

多度津町においても広報誌やホームページ、X 等での情報掲載とともに、これらソーシャルメディアを有効活用することで町民の皆さまより効果的に情報をお伝えすることができ、今後ますます町民皆さまと行政の相互関係の構築にあたっては重要な手段となると考え、LINE アカウントを設けることにしました。

アカウント情報

アカウント名：多度津町

アカウント ID：@tadotsu_town

アカウント管理者：多度津町

アカウント運用ルール

1. 対応時間

原則として、開庁時間(平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分)としますが、この時間帯以外にも発信場合があります。

2. 情報発信にあたっての基本原則

ラインによる情報発信にかかる基本原則は次のとおりとする。

- ・多度津町職員として、情報発信や対応に責任を持ち、誤解を与えないよう最大限の注意を払うこと。
- ・基本的人権、肖像権、プライバシー権等を侵害することがないように十分留意するとともに、著作権、個人情報保護等に関する法令を遵守すること。
- ・書き込み等を行う情報は正確に記述するとともに、内容について誤解を招かないように十分注意すること。
- ・利用者とのトラブルを回避するため、冷静かつ誠実に対応すること。

3. 注意事項

当アカウントへいただいた投稿、問合せ等に対して、個別の回答はいたしません。回答が必要な場合等の問い合わせは、直接、所管部署へ電話または電子メールでお問い合わせ

ください。

4. 禁止事項について

次に掲げる情報発信は禁止します。投稿内容が下記に該当すると判断した場合は、投稿者に断りなく、投稿の全部または一部を削除することがあります。

- (1) 誹謗中傷すること。
- (2) 人権の侵害につながることを。
- (3) 職員の個人的な意見等を発信すること。
- (4) 違法行為または違法行為をあおること。
- (5) 単なる噂や噂を助長させる情報を発信すること。
- (6) 職務上知り得た秘密や個人情報を含む情報を発信すること。
- (7) 町および第三者の権利を侵害する情報を発信すること。
- (8) わいせつな内容を含む情報を発信すること。
- (9) 信頼性が確保できない情報を発信すること。
- (10) 重要施策の意思形成過程の情報を発信すること。
- (11) 職員以外の者が情報を発信させること。

5. 知的財産権の帰属について

当アカウントに掲載している個々の情報(文章、写真、映像等)に関する知的財産権は、町または原作者に帰属します。また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

6. 免責事項について

- (1) 町は、当アカウントに掲載した情報の正確性、完全性、有用性等を保証するものではありません。
- (2) 町は、利用者が当アカウントの掲載情報を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (3) 町は、利用者間もしくは利用者と第三者のトラブルにより、利用者または第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、町は当アカウントに関する事項に生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。
- (5) 町は、予告なく当アカウントの運用方針の変更や運用方法の見直しまたは運用を中止する場合があります。